米 福島県地域公共交通活性化協議会諸規程の改正

諸規程の改正

1 改正撤回

- (1) 本年3月の改正により、**県地域公共交通活性化協議会は、**「地域公共交通の活性 化及び再生に関する法律」及び「道路運送法」に基づく、**二法協議会**となっている
- そこで、複数市町村にまたがる路線については、本協議会においても事務処理が可能とな 市町村において道路運送法上の手続に係る事務処理が必要となるが、非常に煩雑である。 (2) 今年度の利便増進実施計画の策定に当たって、多くの路線が再編されることから、 るように**「地域公共交通会議」の役割を付与**するなど、諸規程の改正を行うもの。
- あわせて、地域公共交通会議に必須な構成員である「**運転者が組織する団体」として** 「福島県交運労協」を委員に追加する。
 - 「福島県運賃協議会」を新設する (3) 国通知 (K2.10.1 国総地第90号) に基づき、 (要緇 (案) は資料5のとおり)
- 諸規程の関連する箇所を併せて改正。 (4) その街、

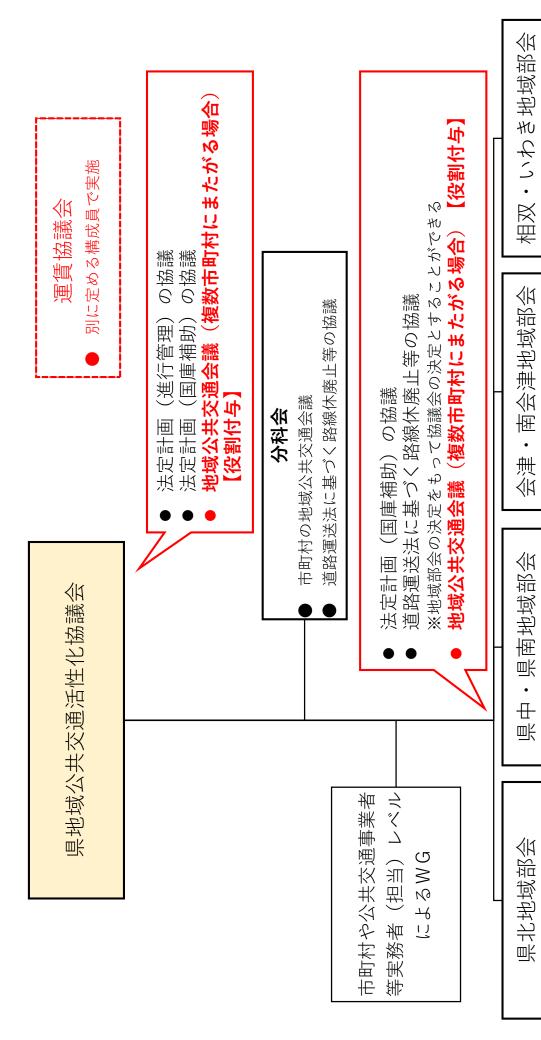
2 改正概要

別紙「新旧対照表」のとおり。

諸規程の改正

(改正後) 福島県地域公共交通活性化協議会の組織図

က



(13市町村等)

(17市町村等)

(21市町村等)

(8市町村等)

| 新旧社昭 | |
|--------------------|------------|
| 設置英綱 | |
| 化 格 籍 | |
| 福島県地域公共や浦浜性化協議会 | 出し、くいが、出て、 |
| 福島県 | |

| 福島県地域公共交通活性化協議会 | 設置要綱 新旧対照表 |
|---|--|
| 新 | 目 目 III III III III III III III III III |
| (瀬里) | (瀬) |
| 第1条 福島県地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公 | 第1条 福島県地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公 |
| 共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「法」とい | 共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」とい |
| う。)第6条第1項の規定に基づき、福島県地域公共交通計画(以下「計画」と | う。)第6条第1項の規定に基づき、福島県地域公共交通計画(以下「計画」と |
| いう。)の作成及び実施に関する協議をするとともに、 <mark>道路運送法(昭和 26 年法</mark> | いう。)の作成及び実施に関する協議をするとともに、 <mark>道路運送法施行規則(昭</mark> |
| <u>律第183号) の規定に基づく地域住民の生活に</u> | 和 26 年運輸省令第 75 号) 第15条の4第2号の規定に基づく地域住民の生活に |
| 必要な旅客運送の確保等に関し必要な協議をするため設置する。 | 必要な旅客運送の確保」に関し必要な協議をするため設置する。 |
| (業重) | (業毒) |
| 第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 | 第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 |
| (1) 計画の作成及び変更に係る協議に関すること | (1) 計画の作成及び変更に係る協議に関すること |
| (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること | (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること |
| (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること | (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること |
| (4) 具体的なバス路線等に関する生活交通の確保等に関すること | (4) 具体的なバス路線等に関する生活交通の確保_に関すること |
| (5) 乗合バスの路線退出等に伴う生活交通の確保方策に関すること | (5) 乗合バスの路線退出等に伴う生活交通の確保方策に関すること |
| (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと | (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと |
| | |
| | |
| | |

| 田町小石ダムス人垣1日11日1四階人 | |
|--|--|
| (協議会の構成員) | (協議会の構成員) |
| 第3条 | 第3条 |
| (盤) ~ | (智) ~ |
| (地域部会) | (地域部会) |
| 第7条 | 第7条 |
| | |
| (地域公共交通会議) | (地方公共交通会議) |
| 第8条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第2項に基づき | 第8条 道路運送法施行規則 (昭和26年運輸省令第75号) 第4条第2項に規定す |
| 市町村に設置される地域公共交通会議については、 | る 地域公共交通会議について 協議会は、その定めるところ |
| 協議会の分科会として位置付ける。 | により協議会の分科会とすることができる。 |
| 2 起点及び終点が一市町村内の路線の休廃止の届出に係る協議は、原則として地 | 2 協議会は、前項の規定にかかわらず、地域公共交通会議の協議結果を最大限尊 |
| 城公共交通会議で行うものとする。 | 重し、第2条第4号及び第5号に掲げる事項について協議・調整を行うものとす |
| | 2° |
| 3 協議会は、地域公共交通会議の路線の休廃止の協議結果を以て、協議会の協議 | |
| 結果とすることができる。 | |
| 4 市町村は、地域公共交通会議の協議結果及び報告があった内容等について、協 | |
| 議会会長へ報告するものとする。 | |
| 5 各市町村が設置する地域公共交通会議の協議案件のうち、複数市町村にまたが | |
| る案件については、関係地域における地域部会でも協議できるものとし、その場 | |
| | |

| 田 | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----|--------------------------|-------|-------|---|------|------|------|-----|-----------------|------------------------------------|--|--|--|
| 岡 新旧対照表 | | | | | (盤) 🔷 | | | 則 | | | | | | |
| 議会 設置要綱 | 517 | | (事務局) | 第 9 条 | \ | (委任) | 第13条 | 1964 | (器) | | | | | |
| 福島県地域公共交通活性化協議会新 | | る地域公共交通会議の協議結果とすることができる。 | (| 第9条 | (〜) (〜) (〜) (〜) (〜) (〜) (〜) (〜) (〜) (〜) | (委任) | 第13条 | | | → サッサクサウ | <u> この設直安楠は、守和り牛12月18日ススら畑仃9〜。</u> | | | |

福島県地域公共交通活性化協議会 設置要綱

(趣旨)

第1条 福島県地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、福島県地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関する協議をするとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保等に関し必要な協議をするため設置する。

(事業)

- 第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - (1) 計画の作成及び変更に係る協議に関すること
 - (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること
 - (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること
 - (4) 具体的なバス路線等に関する生活交通の確保等に関すること
 - (5) 乗合バスの路線退出等に伴う生活交通の確保方策に関すること
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(協議会の構成員)

- 第3条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 協議会の委員の任期は3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間 とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長、副会長を置く。
- 2 会長は福島県生活環境部生活交通課長とし、副会長は会長の任命による。
- 3 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき、又は会長が 欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があ らかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の運営)

- 第5条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くこと ができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものと し、その代理の者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議決方法は原則として全会一致とするが、成立しない場合は出席者の過半数 をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円

滑な議事運営に支障が生じる協議については、非公開で行うものとする。

- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければな らない。

(地域部会)

- 第7条 協議会には、第2条各号に掲げる事項に関し、地域の実情に応じた協議等を行う ため、地域部会を設置することができる。
- 2 協議会は、その定めるところにより、地域部会の協議結果をもって、協議会の協議結果とすることができる。
- 3 地域部会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。

(地域公共交通会議)

- 第8条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第2項に基づき市町村 に設置される地域公共交通会議については、協議会の分科会として位置付ける。
- 2 起点及び終点が一市町村内の路線の休廃止の届出に係る協議は、原則として地域公共 交通会議で行うものとする。
- 3 協議会は、地域公共交通会議の路線の休廃止の協議結果を以て、協議会の協議結果とすることができる。
- 4 市町村は、地域公共交通会議の協議結果及び報告があった内容等について、協議会会長へ報告するものとする。
- 5 各市町村が設置する地域公共交通会議の協議案件のうち、複数市町村にまたがる案件 については、関係地域における地域部会でも協議できるものとし、その場合、当該地域 部会の協議結果は、協議会での協議を経た上で、関係市町村における地域公共交通会議 の協議結果とすることができる。

(事務局)

- 第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は福島県生活環境部生活交通課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事及び監査)

- 第11条 協議会に監事を2名置き、協議会の会計監査を行う。
- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日から30日以内をもって 打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この設置要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

- 1 この設置要綱は、令和5年3月17日から施行する。
- 2 この設置要綱の施行後最初に就任する委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、令和8 (2026) 年3月31日までとする。

附則

この設置要綱は、令和5年7月7日から施行する。

附則

この設置要綱は、令和5年11月2日から施行する。

附則

- 1 この設置要綱は、令和6年3月21日から施行する。
- 2 福島県生活交通対策協議会設置要綱(平成13年2月20日施行)は、廃止する。

附則

この設置要綱は、令和6年6月21日から施行する。

附則

この設置要綱は、令和6年12月18日から施行する。

別表(第3条関連)

| 万リラ No. | 表 (第3条関連) 活性化再生法 (§6) | 団体名 | |
|------------|--|-----------------------|-----------|
| 1 | | 福島県(生活環境部) | 生活交通課長 |
| 2 | | 福島市 | 交通政策課長 |
| 3 | | 会津若松市 | 地域づくり課長 |
| 4 | | 郡山市 | 総合交通政策課長 |
| 5 | | いわき市 | 公共交通課長 |
| 6 | | 白河市 | 参事兼生活防災課長 |
| 7 | | 須賀川市 | 企画政策課長 |
| 8 | | 喜多方市 | 地域振興課長 |
| 9 | | 相馬市 | 企画政策課長 |
| 10 | 地方公共団体 | 二本松市 | 秘書政策課長 |
| 11 | | 田村市 | 企画調整課長 |
| 12 | | 南相馬市 | 部次長兼企画課長 |
| 13 | | 川俣町 | 政策推進課長 |
| 14 | | 南会津町 | 総合政策課長 |
| 15 | | 猪苗代町 | 参事兼企画財務課長 |
| 16 | | 会津坂下町 | 政策財務課長 |
| 17 | | 石川町 | 企画商工課長 |
| 18 | | 富岡町 | 産業振興課長 |
| 19 | | 公益社団法人福島県バス協会 | 会長 |
| 20 | | 一般社団法人福島県タクシー協会 | 会長 |
| 21 | | 福島交通株式会社 | 代表取締役社長 |
| 22 | | 会津乗合自動車株式会社 | 代表取締役社長 |
| | 公共交通事業者等 | 新常磐交通株式会社 | 代表取締役 |
| 24 | | ジェイアールバス東北株式会社 | 代表取締役社長 |
| 25 | | ジェイアールバス関東株式会社 | 代表取締役社長 |
| 26 | | 東北アクセス株式会社 | 代表取締役 |
| 27 | | 東日本旅客鉄道株式会社東北本部 | 企画部長 |
| 28 | 道路管理者 | 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所 | 副所長 |
| 29 | | 福島県(土木部) | 道路計画課長 |
| 30 | 公安委員会 | 福島県警察本部 | 交通企画課長 |
| 31 | 40 40 <t< td=""><td>福島県警察本部</td><td>交通規制課長</td></t<> | 福島県警察本部 | 交通規制課長 |
| 32 | | 福島県PTA連合会 | 会長 |
| 33 | | 福島県高等学校PTA連合会 | 副会長 |
| 34 | | 福島県商工会女性部連合会 | 副会長 |
| 35 | 地域公共交通の利用者 | 日本労働組合総連合会福島県連合会 | 事務局長 |
| 36 | | 公益財団法人福島県観光物産交 流協会 | 理事長 |
| 37 | | 社会福祉法人福島県社会福祉協 議会 | 事務局長 |
| 38 | 運転者が組織する団体 (労働組合) | 福島県交通運輸産業労働組合協 議会 | 議長 |
| 39 | 学識経験者 | 国立大学法人福島大学経済経営 学類 | 教授 |
| 40 | その他当該地方公共団体が必 要と認める者 | 国土交通省東北運輸局福島運輸 支局 | 首席運輸企画専門官 |

| 新旧対照表 |
|-----------------|
| 運営要領 |
| 福島県地域公共交通活性化協議会 |

| 第 | ・ 単 |
|--|---|
| | |
| 第1条 この要領は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱(以下「要綱」として、) 第5条の相会に其べき 西郷第5条の業務のされ道政演法法(四和 26 | 第1条 この要領は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱(以下「要綱」といる) 第5条の担会に其べき 返自国地構公井な海洋州の物業へ (以下「物業 |
| <u> </u> |) おう木づ焼たに牽うさ、 <u>陣両所地域ム共久地的は160m酸ス</u> (いう。) の運営に関して |
| 事項を定めるものとする。 | 事項を定めるものとする。 |
| (路線の新設又は路線内容の変更の申出等) | (新設) |
| 第2条 法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業の許可(以下「4条許可」という。) | |
| 及び法第 79 条の自家用自動車有償運送のうち市町村運営有償運送(交通空白輸 | |
| 送に限る。以下同じ。)に係る登録(以下「79条登録」という。)を受け運行する | |
| 複数市町村にまたがる路線の新設又は路線内容の変更(休廃止を除く)を行う事 | |
| 業者は、あらかじめ協議会の会長に申し出るものとする。 | |
| 2 前項の申出書は、道路運送法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 75 号) (以下「法 | |
| 施行規則」という。)第4条の事業計画又は法施行規則第51条の2の申請書に掲 | |
| げる事項のうち必要と認められる事項を記載して行うものとする。 | |
| 3 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「バス事業者」とい | |
| う。)は、第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に対して積極的な情 | |
| 報提供を行うとともに、協議会において協議する期間が十分に確保できるよう | |
| 配慮するものとする。 | |
| (路線の休廃止の意向の申出) | (路線の休廃止の意向の申出) |
| 第 <u>3</u> 条 バス事業者 | 第2条 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「バス事業者」 |
| は、福島県内の複数市町村にまたがる路線を休止し、又は廃止しよう | <u>という。)は、福島県内の</u> 路線を休止し、又は廃止しよう |
| とするときは、 法 | トするレきは、道路運送法 (昭和 26 年決律第 183 号) 第 15 条の 2 第 1 項の規定 |

| 1 | 17 | _ |
|-----|----|---|
| 1-1 | | _ |

に基づく6月前 (第<u>7</u>条第1項及び第2項に規定する場合にあっては、30日前) までの届出に先だって、次に掲げる事項を記載した申出書 (様式第1号) により 協議会の会長へ申し出るものとする。ただし、 法施行規則

第15条の4第1号及び第3号に規定する場合を除く。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 休止又は廃止しようとする路線
- (3) 休止又は廃止の予定日
- (4) 休止の申出の場合は、予定する休止の期間
- (5) 休止又は廃止を必要とする理由
- 2 前項の申出書には、路線図及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。
- (1) 当該バス事業者の現況
- ア 輸送量 (過去3年間の実績)
- イ 経営状況 (過去3年間の損益の状況、原価の概要等)
- (2) 協議対象路線の現況
- ア 輸送量 (過去3年間の路線密度、乗車密度、乗降人数等)
- イ 運行状況 (運行回数、運行時刻の概要等)
- ウ 収支状況 (過去3年間の営業収支実績等)
- エ 当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
- | 3 バス事業者は、第1項の規定による申出を行う前に関係市町村長へ連絡し、路 | 3 線廃止の是非、廃止代替措置及び休廃止予定日等について事前協議を行うものと する。
- 4 前項の規定により事前協議が調った場合には、関係市町村長及びバス事業者は、第1項の規定による申出書に事前協議結果報告書(様式第2号)を添付するものとする。
- 5 バス事業者は、第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に対して積極的な情報提供を行うとともに、協議会において協議する期間が十分に確保できるよう配慮するものとする。

П

に基づく6月前 (第<u>6</u>条第1項及び第2項に規定する場合にあっては、30日前)までの届出に先だって、次に掲げる事項を記載した申出書 (様式第1号) により協議会の会長へ申し出るものとする。ただし、<u>道路運送</u>法施行規則 (昭和 26年運輸省令第75号) 第15条の4第1号及び第3号に規定する場合を除く。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 休止又は廃止しようとする路線
- (3) 休止又は廃止の予定日
- (4) 休止の申出の場合は、予定する休止の期間
- (5) 休止又は廃止を必要とする理由
- 2 前項の申出書には、路線図及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付す ちものとする。
- (1) 当該バス事業者の現況
- ア 輸送量 (過去3年間の実績)
- イ 経営状況 (過去3年間の損益の状況、原価の概要等)
- (2) 協議対象路線の現況
- ア 輸送量 (過去3年間の路線密度、乗車密度、乗降人数等)
- イ 運行状況 (運行回数、運行時刻の概要等)
- ウ 収支状況 (過去3年間の営業収支実績等)
- エ 当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
- 3 バス事業者は、第1項の規定による申出を行う前に関係市町村長へ連絡し、路線廃止の是非、廃止代替措置及び休廃止予定日等について事前協議を行うものとする。
- 4 前項の規定により事前協議が調った場合には、関係市町村長及びバス事業者は、第1項の規定による申出書に事前協議結果報告書(様式第2号)を添付するものとする。
- 5 バス事業者は、第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に対して積極的な情報提供を行うとともに、協議会において協議する期間が十分に確保できるよう配慮するものとする。

新旧対照表 運営要領 福島県地域公共交通活性化協議会

皿 摧

(事業の休廃止の意向の申出)

バス事業者は、福島県内の事業を休止し、又は廃止しようとするときは、

より協議会の会長へ申し出るものとし、協議会で生 検討が可能となるよう配慮するものとする。ただ 定する場合にあっては、30日前)までの届出に先だって、次に掲げる事項を記載 条第2項で準用する第15条の4第1号及び第3号 規定に基づく6月前(第7条第1項及び第2項に規 活交通の確保のために十分な 法施行規則第 25 法第 38 条第 2 頃の した申出書 (様式第3号) に に規定する場合を除く。

- その代表者の氏名 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、
- (2) 休止又は廃止しようとする路線又は事業区域
- (3) 休止又は廃止の予定日
- (4) 休止の申出の場合は、予定する休止の期間
- (5) 休止又は廃止を必要とする理由
- 前項の申出について準用する。 前条第2項から第5項までの規定は、

更する旨の申出) (代替輸送サービスの内容を変)

2 議会の決定に基づき実施している輸送サービスをい 定する場合にあっては、30日前)に先だって、又は 当該代替輸送サービスの内容を変 更しようとするときは、実施予定日の30日前に先だって、次に掲げる事項を記 実施予定日 (以下「代替輸送サービス事業者」 により協議会の会長へ申し出るものとする。 はき ビスの内容を変更しようとすると 代替輸送サービスを提供している市町村長が、 う。以下同じ。)を提供している事業者 第5条 代替輸送サービス(協) の6月前 (第7条第3項に規 う。)が、当該代替輸送サー 載した申出書(様式第4号)

- その代表者の氏名 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、
- (新旧の対照を明示すること。 (2) 変更しようとする代替輸送サービスの内容
- 変更の予定日
- 変更を必要とする理由
- 及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付す 前項の申出書には、路線図 ものとする。 N

(事業の休廃止の意向の申出)

3年 道路運送法第 38 条第2項の規定に基づく6月前 (第6条第1項及び第2項に規 定する場合にあっては、30日前)までの届出に先だって、次に掲げる事項を記載 した申出書(様式第3号)により協議会の会長へ申し出るものとし、協議会で生 活交通の確保のために十分な検討が可能となるよう配慮するものとする。ただ 福島県内の事業を休止し、又は廃止しようとするときは、 し、道路運送法施行規則第25条第2項で準用する第15条の4第1号及び第 に規定する場合を除く。 バス事業者は、 第3条

- その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 (1)
- 休止又は廃止しようとする路線又は事業区域 (5)
- 休止又は廃止の予定日 (3)
- (4) 休止の申出の場合は、予定する休止の期間
- (5) 休止又は廃止を必要とする理由
- 前項の申出について準用する。 5項までの規定は、 2項から第

(代替輸送サービスの内容を変更する旨の申出)

代替輸送サービス(協議会の決定に基づき実施している輸送サービスをい は又 (以下「代替輸送サービス事業者」とい 代替輸送サービスを提供している市町村長が、当該代替輸送サービスの内容を変 実施予定日の30日前に先だって、次に掲げる事項を記 実施予定日 に先だって、 ν_ο 載した申出書(様式第4号)により協議会の会長へ申し出るものとす 当該代替輸送サービスの内容を変更しようとするときは、 の6月前(第6条第3項に規定する場合にあっては、30日前) う。以下同じ。)を提供している事業者 更しようとするときは、 5.) # 第4条

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (1)
- ئد IJ 変更しようとする代替輸送サービスの内容(新旧の対照を明示する (2)
- 変更の予定 (3)
- 変更を必要とする理由 (4)
- 前項の申出書には、路線図及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付す のとする。 3

新旧対照表 運営要領 福島県地域公共交通活性化協議会

皿 (1)摧

協議対象路線の現況

- 乗降人数等) 乗車密度、 輸送量(過去3年間の路線密度、
- 運行時刻の概要等 運行狀況(運行回数、
- ウ 収支状況 (過去3年間の営業収支実績等)
- 代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出を行う前に関係市町村長 ₩) サービスの内容、変更予定日等の事前協議を行う へ連絡し、変更しようとする のとする。 \mathfrak{C}
- 前項の規定により事前協議が調った場合には、関係市町村長及び代替輸送サー (様式第2号) ビス事業者は、第1項の規定による申出書に事前協議結果報告書 を添付するものとする。 4
- 第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に うとともに、協議会において協議する期間が十分に とする。 代替輸送サービス事業者は、 対して積極的な情報提供を行 確保できるよう配慮するもの

(地域部会の開催等)

- 第4条第1項及び前条第 λJ 1項の規定による申出があったとき、又は必要に応じて、地域部会を開催する。 第3条第1項 条第1項、 第6条 協議会の会長は、第2 とができる。
- 協議事項に直接関係する者のみの出席により J 6 7 2 地域部会は、会長の判断に 開催することができる。
- 関係する地域部会が 第4条第1項及び前条第1項の規定による申出 にかかる路線又は事業が、複数の地域部会に関わるときは、 恒 合同で開催することができる。 第2条第1項、第3条第1 \mathfrak{C}
- 協議会の協議結 前3項に基づき開催された地域部会において協議した結果は、 頃に関し 果とすることができる(第2 4
- 協議会の会長 この要領に定めるもののほか、地域部会に関して必要な事項は、 が別に定める。

協議対象路線の現況

- 乗降人数等) 乗車密度、 輸送量 (過去3年間の路線密度、
- 運行状況(運行回数、運行時刻の概要等)
- 収支状況 (過去3年間の営業収支実績等)
- 代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出を行う前に関係市町村長 **₩** へ連絡し、変更しようとするサービスの内容、変更予定日等の事前協議を行う のとする。 \mathfrak{C}
- 前項の規定により事前協議が調った場合には、関係市町村長及び代替輸送サー (様式第2号) ビス事業者は、第1項の規定による申出書に事前協議結果報告書 を添付するものとする。 4
- 代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に 対して積極的な情報提供を行うとともに、協議会において協議する期間が十分に 確保できるよう配慮するものとする。 Ω

(地域部会の開催等)

協議会の会長は、第2条第1項、第3条第1項 第5条

及び前条第

- 1) 1) 又は必要に応じて、地域部会を開催す 1項の規定による申出があったとき、 とができる。
- 会長の判断により、協議事項に直接関係する者のみの出席により 開催することができる。 地域部会は、 \mathcal{O}
- 関係する地域部会が 及び前条第1項の規定による申出 複数の地域部会に関わるときは、 第3条第1項 同で開催することができる。 にかかる路線又は事業が、 第2条第1項、 $\sqrt{\Box}$ \mathfrak{S}
- 協議会の協議結 前3項に基づき開催された地域部会において協議した結果は、 果とすることができる 4
- 協議会の会長 この要領に定めるもののほか、地域部会に関して必要な事項は、 が別に定める。 Γ

福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

摧

(関係市町村とバス事業者等で事前協議又は調整が調った場合の地域部会の特例) 第7条 第3条第3項、第4条第2項及び第5条第3項に基づき、関係市町村長と バス事業者又は代替輸送サービス事業者の間で事前協議が調い、協議結果報告書 を協議会の会長へ提出したときは、地域部会の会長が事前協議結果の内容を適当 であると認めたときは、事前協議結果をもって地域部会の協議結果とすることが できる。

- 2 代替輸送サービスを提供している市町村長が、その代替輸送サービスの内容を変更しようとする場合で、第5条第1項の規定に基づく申出の内容について、地域部会の会長が適当であると認めたときは、当該内容をもって、地域部会の協議結果とすることができる。複数市町村が共同運行している場合で、関係市町村間で事前協議が調ったときも同様とする。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定に準用する。

(書類の提出等)

- 第<u>8</u>条 協議会及び地域部会の会長は、会議運営上必要があるときは、各構成員に対して書類の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 協議会及び地域部会の会長は、関係事業者(代替運行希望事業者を含む。)に対して生活交通の確保に関する協議を進めるうえで必要と認められる情報についての開示及び説明を求めることができる。

(協議結果の尊重等)

- 第<u>9</u>条 協議会及び地域部会の構成員は、協議が調った事項について、その結果を 尊重し、当該事項を実施するものとする。
- 2 協議会及び地域部会において、路線又は事業の休廃止の届出から6月以内に協議が調わない場合には、届出どおりにバス事業者が路線又は事業の休廃止を行うことを妨げるものではない。

(県境路線の取扱い)

第10条 隣接する県にまたがる県境路線の取扱いについては、福島県生活環境部

Щ

- (関係市町村とバス事業者等で事前協議又は調整が調った場合の地域部会の特例) 第6条 第2条第3項、第3条第2項及び第4条第3項に基づき、関係市町村長と バス事業者又は代替輸送サービス事業者の間で事前協議が調い、協議結果報告書 を協議会の会長へ提出したときは、地域部会の会長が事前協議結果の内容を適当 であると認めたときは、事前協議結果をもって地域部会の協議結果とすることが できる。
- 2 代替輸送サービスを提供している市町村長が、その代替輸送サービスの内容を変更しようとする場合で、第4条第1項の規定に基づく申出の内容について、地域部会の会長が適当であると認めたときは、当該内容をもって、地域部会の協議結果とすることができる。複数市町村が共同運行している場合で、関係市町村間で事前協議が調ったときも同様とする。
- 前条第3項の規定は、前2項の規定に準用する。

(書類の提出等)

- 第7条 協議会及び地域部会の会長は、会議運営上必要があるときは、各構成員に対して書類の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
 - 2 協議会及び地域部会の会長は、関係事業者(代替運行希望事業者を含む。)に対して生活交通の確保に関する協議を進めるうえで必要と認められる情報についての開示及び説明を求めることができる。

(協議結果の尊重等)

- 第8条 協議会及び地域部会の構成員は、協議が調った事項について、その結果を 尊重し、当該事項を実施するものとする。
- 2 協議会及び地域部会において、路線又は事業の休廃止の届出から6月以内に協議が調わない場合には、届出どおりにバス事業者が路線又は事業の休廃止を行うことを妨げるものではない。

(県境路線の取扱い)

第9条 隣接する県にまたがる県境路線の取扱いについては、福島県生活環境部

福島県地域公共交通活性化協議会 運営要領 新旧対照表

| 兼 | |
|---|---|
| 生活交通課が関係県と調整のうえ、別に定める。 | 生活交通課が関係県と調整のうえ、別に定める。 |
| (元) | (地域公共交通会議の協議結果の取扱い等) 第10条 要網第8条第1項の規定により、地域公共交通会議を協議会の分科会に しようとするときは、地域公共交通会議の主宰者は協議会の会長へ申出書(様式 第5号)を提出するものとする。 2 前項の申出内容について、協議会の会長が適当であると認めたときは、分科会 とした旨を速やかに関係する地域部会の会長へ通知するものとする。 3 協議会の分科会とされた地域公共交通会議の主宰者は、第1項による申出書の 内容に変更があったときは、速やかに関係する地域部当であると認めたときは、速やか に関係する地域部会の会長へ通知するものとする。 4 前項の報告内容について、協議会の会長へ適当であると認めたときは、速やか に関係する地域部会の会長へ通知するものとする。 5 協議会の分科会とされた地域公共交通会議において、路線の体廃止の協議が調 ったときば、地域部会において協議が調ったものとかなす。 6 協議会の分科会とされた地域公共交通会議において、路線の体廃止の協議が調 ったときば、地域部会において協議が調ったものとかなす。 7 協議会の分科会とされた地域公共交通会議において、路線の体廃止の協議が調 ったときば、地域部会において協議が調ったものとする。 8 前項の報告内容について、協議会の会長が適当であると認めたときは、協議会のの協議が調ったとで、地域会の会長が理告内容について、協議会の会長が適当であると認めたときは、協議会の的協議結果とすることができる。 |
| | |
| - ひ安良は、 1747年5月21日がら施口する。 福島県生活交通対策協議会運営要領 (平成13年7月15。 る。 附 則 この要領は、合和6年12月18日から施行する。 | - 57 英 岡 は、 17 11 5 十 5 7 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |

| 新旧対照表 |
|-----------------|
| 運営要領 |
| 福島県地域公共交通活性化協議会 |
| 城公共交通沿 |
| 福島県地 |

| 郑L | | | | | | | Щ | | | |
|-------------------------------|------------------------|-------------|---------|----------------|------------|----------------|----------------|--------------|--------------------------------|-------|
| | | | | | | | | | | |
| (様式第1号) | | | · (榛 | (様式第1号) | | | | | | |
| | 年 | Э Н Н | | | | | | | 年 月 | ш |
| 福島県地域公共交通活性化協議会長 | | | —— | 福島県地域公共 | 共交通活性化協議会長 | 協議会長 | | | | |
| 住 | 拒 | | | | | | 田 | 所 | | |
| 氏名, | 氏名又は名称 | | | | | | Щ, | 氏名又は名称 | | |
| (代表 | (代表者氏名) | | | | | | | (代表者氏名) | | |
| 乗合バス路線の休廃止の申出書 | 非 田申 | | | | | 乗合バス | 乗合バス路線の休廃止の申出書 | の申出書 | | |
| 福島県内の乗合バス路線を (休止・廃止) したいので | したいので、福島県地域公共交通活性化協議会運 | 通活性化協議 | | 福島県内の乗台 | 合バス路線を | | 上)したい | ので、福島県 | (休止・廃止) したいので、福島県地域公共交通活性化協議会運 | 活性化協調 |
| 営要領第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。 | ** | | 画 祵 | 営要領第2条第1 | 1項の規定に基づき、 | | 下記のとおり申し出ます。 | CE # # | | |
| 追 | | | | | | | 1111111 | | | |
| 休止又は廃止しようとする路線 | | | <u></u> | 休止又は廃止 | はしようとす | とする路線 | | | | |
| 路線名 起点 主な経由地 終点 ジ | キロ程 運行回数 | 平均乗車窓 | | 路線名 | 起点 | 主な経由地 | 然 | キロ程 | 運行回数 | 平均乗車密 |
| | | | | | | | | | | |
| 休止又は廃止の予定日 | | | N | 休止又は廃止の予定日 | この予定日 | | | | | |
| 3 休止の申出の場合は、予定する休止の期間 | | | က | 休止の申出の |)場合は、予 | の場合は、予定する休止の期間 | 調開 | | | |
| 休止又は廃止を必要とする理由 | | | 4 | 休止又は廃止を必要とする理由 | た必要とす | る理由 | | | | |
| 路線図及び参考資料 | | | ιΩ | 路線図及び参考資料 | 3考質料 | | | | | |
| 別紙のとおり | | | | 別紙のとおり | | | | | | |

| 会 運営要領 新旧対照表 | | (様式第2号) | 乗合バス路線(事業)の休廃止にかかる事前協議結果報告書 | 福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第2条第3項の規定に基づき、事前協議を行い協 | 議が調いましたので下記のとおり報告します。 | 2 | 1 事前協議事項 | 2 事前協議関係者 | 3 事前協議の実施日時・場所 | 4 事前協議結果 | 5 その他(特記事項、参考意見) | 年月日 | 市町村長名 | 事業者の氏名又は名称 | |
|-----------------|---|---------|-----------------------------|---|-----------------------|---|----------|-----------|----------------|----------|------------------|-----|-------|------------|--|
| 福島県地域公共交通活性化協議会 | 新 | (様式第2号) | 乗合べス路線(事業)の休廃止にかかる事前協議結果報告書 | 福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第3条第3項の規定に基づき、事前協議を行い協 | 議が調いましたので下記のとおり報告します。 | | 1 事前協議事項 | 2 事前協議関係者 | 3 事前協議の実施日時・場所 | 4 事前協議結果 | 5 その他(特記事項、参考意見) | 年月日 | 市町村長名 | 事業者の氏名又は名称 | |

| 新旧対照表 |
|-----------------|
| 運営要領 |
| 福島県地域公共交通活性化協議会 |

| 相声, | 建闰岁镇 新旧对照表 |
|--|---|
| 新 | |
| | |
| (様式第3号) | (様式第3号) |
| 年月日 | 年月日 |
| 福島県地域公共交通活性化協議会長 | 福島県地域公共交通活性化協議会長 |
| 住 所 | 住 所 |
| 氏名又は名称 | 氏名又は名称 |
| (代表者氏名) | (代表者氏名) |
| 乗合バス事業の休廃止の申出書 | 乗合バス事業の休廃止の申出書 |
| 福島県内の乗合バス事業を (休止・廃止)したいので、福島県地域公共交通活性化協議会運 | 福島県内の乗合バス事業を (休止・廃止) したいので、福島県地域公共交通活性化協議会運 |
| 営要領第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。 | 営要領第 $\frac{3}{3}$ 条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。 |
| 54. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. | |
| 1 休止又は廃止しようとする路線又は事業区域 | 1 休止又は廃止しようとする路線又は事業区域 |
| 2 休止又は廃止の予定日 | 2 休止又は廃止の予定日 |
| 3 休止の申出の場合は、予定する休止の期間 | 3 休止の申出の場合は、予定する休止の期間 |
| 4 休止又は廃止を必要とする理由 | 4 休止又は廃止を必要とする理由 |
| 5 路線図及び参考資料 | 5 路線図及び参考資料 |
| 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 変更を必要とする理由 路線図及び参考資料 別紙のとおり |
|---|
|---|

| 新旧対照表 |
|-----------------|
| 運営要領 |
| 福島県地域公共交通活性化協議会 |
| 福島県地域公共 |
| |

| | | |
|---|---|---------------------------|
| | | |
| (遊正) | (様式第5号) | |
| | | 年月日 |
| | 福島県地域公共交通活性化協議会長 | |
| | | 地域公共交通会議の名称 |
| | | 主 宰 者 名) |
| | 福島県地域公共交通活性化協議会分科会設置の申出書 | 科会設置の申出書 |
| | 年月日付け設置した道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第2項に | 6年運輸省令第75号)第4条第2項に |
| | 規定する地域公共交通会議について、福島県地域公共交通活性化協議会の分科会としたいので、 | ■活性化協議会の分科会としたいので、 |
| | 福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出 | 寅の規定に基づき、下記のとおり申し出 |
| | 生子。 | |
| | 品 | |
| | 1 会議の名称 | |
| | 2 協議対象地域(市町村名) | |
| | 3 主な協議内容 | |
| | 4 | |
| | 5 派付資料 | |
| | (1) 会議録の写し | |
| | (2) 設置要綱 | |
| | (3) 構成委員名簿 | |
| | | |
| | | |

| : 運営要領 新旧対照表 | 旧 | (様式第6号) | 年月日 | 福島県地域公共交通活性化協議会長 | 地域公共交通会議の名称 | 福島県地域公共交通活性化協議会分科会に係る変更について(報告) | このことについて、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第10条第3項の規定に基づ | き、下記のとおり提出します。 | <u> </u> | 1 変更する内容 | (変更前) | (変更後) | 2 変更日 | 3 変更の理由 | 4 | (1) 会議録の写し | (2) 設置要綱 (改正の場合のみ) | (3) 構成委員名簿 (変更の場合のみ) | |
|-----------------|---|---------|-----|------------------|-------------|---------------------------------|---|----------------|----------|----------|-------|-------|-------|---------|---|------------|--------------------|----------------------|--|
| 福島県地域公共交通活性化協議会 | 新 | (選正) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 運営要領新旧対照表 | | (様式第7号) | 年月日 | 地域公共交通会議の名称 | (主宰者名) | 福島県地域公共交通活性化協議会長 | 乗合バス路線(事業)の休廃止等の申出について(通知) | このことについて、下記のとおり福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第 条第1項の規 | 定に基づく申出がありましたので、同要領第10条第5条の規定により通知します。 | なお、協議した内容及び結果については、様式第8号により速やかに報告願います。 | 면 보이 보이 보이 보이 보이 되었다. 보이 | 1 申出者 | 2 申出日 | 3 申出の内容 | 4 休廃止又は変更の予定年月日 | 5 申出書の写し及び参考資料 | 別紙のとおり | | |
|-----------------|---|---------|-----|-------------|--------|------------------|----------------------------|--|--|--|--|-------|-------|---------|-----------------|----------------|--------|--|--|
| 福島県地域公共交通活性化協議会 | 新 | (| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新旧対照表 |
|-----------------|
| 運営要領 |
| t化協議会 |
| ス共交通活性 |
| 福島県地域公共交通活性化協議会 |
| |

| 计图文词 利用沙瑞衣 | (様式第8号) | 年月日 | 福島県地域公共交通活性化協議会長 | 地域公共交通会議の名称 | (主宰者名) | 福島県地域公共交通活性化協議会分科会における協議結果について(報告) | このことについて、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第10条第7項の規定に基づ | き、下記のとおり提出します。 | 1 会議開催日時及び場所 | 2 協議事項 | 3 協議結果 | 4 | (1) 会議録の写し | (2) 出席委員名簿 | (3) 乗合バス路線の休廃止に関する協議結果の場合は、休廃止予定路線の概況(路線名、キロ | 程、休廃止キロ程、休廃止予定日、関係市町村等)及び路線図 | | |
|------------|---------|-----|------------------|-------------|--------|------------------------------------|---|----------------|------------------|--------|--------|---|------------|------------|--|------------------------------|--|--|
| | (廃止) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

福島県地域公共交通活性化協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱(以下「要綱」という。) 第5条の規定に基づき、要綱第2条の業務のうち道路運送法(昭和26年法律第183号)(以 下「法」という。)に係る手続の事務処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(路線の新設又は路線内容の変更の申出等)

- 第2条 法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業の許可(以下「4条許可」という。)及び法第79条の自家用自動車有償運送のうち市町村運営有償運送(交通空白輸送に限る。以下同じ。)に係る登録(以下「79条登録」という。)を受け運行する複数市町村にまたがる路線の新設又は路線内容の変更(休廃止を除く)を行う事業者は、あらかじめ協議会の会長に申し出るものとする。
- 2 前項の申出書は、道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号) (以下「法施行規則」という。)第4条の事業計画又は法施行規則第 51 条の2の申請書に掲げる事項のうち必要と認められる事項を記載して行うものとする。
- 3 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「バス事業者」という。) は、第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に対して積極的な情報提供を行うと ともに、協議会において協議する期間が十分に確保できるよう配慮するものとする。

(路線の休廃止の意向の申出)

- 第3条 バス事業者は、福島県内の複数市町村にまたがる路線を休止し、又は廃止しようとするときは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第15条の2第1項の規定に基づく6月前(第7条第1項及び第2項に規定する場合にあっては、30日前)までの届出に先だって、次に掲げる事項を記載した申出書(様式第1号)により協議会の会長へ申し出るものとする。ただし、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第15条の4第1号及び第3号に規定する場合を除く。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 休止又は廃止しようとする路線
 - (3) 休止又は廃止の予定日
 - (4) 休止の申出の場合は、予定する休止の期間
 - (5) 休止又は廃止を必要とする理由
- 2 前項の申出書には、路線図及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。
- (1) 当該バス事業者の現況
 - ア 輸送量(過去3年間の実績)
 - イ 経営状況(過去3年間の損益の状況、原価の概要等)
- (2) 協議対象路線の現況
 - ア 輸送量(過去3年間の路線密度、乗車密度、乗降人数等)

- イ 運行状況 (運行回数、運行時刻の概要等)
- ウ 収支状況(過去3年間の営業収支実績等)
- エ 当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
- 3 バス事業者は、第1項の規定による申出を行う前に関係市町村長へ連絡し、路線廃止 の是非、廃止代替措置及び休廃止予定日等について事前協議を行うものとする。
- 4 前項の規定により事前協議が調った場合には、関係市町村長及びバス事業者は、第1項の規定による申出書に事前協議結果報告書(様式第2号)を添付するものとする。
- 5 バス事業者は、第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に対して積極的な情報提供を行うとともに、協議会において協議する期間が十分に確保できるよう配慮するものとする。

(事業の休廃止の意向の申出)

- 第4条 バス事業者は、福島県内の事業を休止し、又は廃止しようとするときは、<mark>道路運送</mark>法第38条第2項の規定に基づく6月前(第7条第1項及び第2項に規定する場合にあっては、30日前)までの届出に先だって、次に掲げる事項を記載した申出書(様式第3号)により協議会の会長へ申し出るものとし、協議会で生活交通の確保のために十分な検討が可能となるよう配慮するものとする。ただし、<mark>道路運送</mark>法施行規則第25条第2項で準用する第15条の4第1号及び第3号に規定する場合を除く。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 休止又は廃止しようとする路線又は事業区域
 - (3) 休止又は廃止の予定日
 - (4) 休止の申出の場合は、予定する休止の期間
 - (5) 休止又は廃止を必要とする理由
- 2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の申出について準用する。

(代替輸送サービスの内容を変更する旨の申出)

- 第5条 代替輸送サービス(協議会の決定に基づき実施している輸送サービスをいう。以下同じ。)を提供している事業者(以下「代替輸送サービス事業者」という。)が、当該代替輸送サービスの内容を変更しようとするときは、実施予定日の6月前(第7条第3項に規定する場合にあっては、30日前)に先だって、又は代替輸送サービスを提供している市町村長が、当該代替輸送サービスの内容を変更しようとするときは、実施予定日の30日前に先だって、次に掲げる事項を記載した申出書(様式第4号)により協議会の会長へ申し出るものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 変更しようとする代替輸送サービスの内容(新旧の対照を明示すること。)
 - (3) 変更の予定日
 - (4) 変更を必要とする理由
- 2 前項の申出書には、路線図及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付するもの とする。
- (1) 協議対象路線の現況

- ア 輸送量(過去3年間の路線密度、乗車密度、乗降人数等)
- イ 運行状況 (運行回数、運行時刻の概要等)
- ウ 収支状況(過去3年間の営業収支実績等)
- 3 代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出を行う前に関係市町村長へ連絡 し、変更しようとするサービスの内容、変更予定日等の事前協議を行うものとする。
- 4 前項の規定により事前協議が調った場合には、関係市町村長及び代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出書に事前協議結果報告書(様式第2号)を添付するものとする。
- 5 代替輸送サービス事業者は、第1項の規定による申出以前に、関係市町村長に対して積極的な情報提供を行うとともに、協議会において協議する期間が十分に確保できるよう配慮するものとする。

(地域部会の開催等)

- 第6条 協議会の会長は、第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項及び前条第1項の 規定による申出があったとき、又は必要に応じて、地域部会を開催することができる。
- 2 地域部会は、会長の判断により、協議事項に直接関係する者のみの出席により開催することができる。
- 3 第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項及び前条第1項の規定による申出にかかる路線又は事業が、複数の地域部会に関わるときは、関係する地域部会が合同で開催することができる。
- 4 前3項に基づき開催された地域部会において協議した結果は、協議会の協議結果とすることができる(第2条第1項に関しては、協議会での協議が必要)。
- 5 この要領に定めるもののほか、地域部会に関して必要な事項は、協議会の会長が別に 定める。

(関係市町村とバス事業者等で事前協議又は調整が調った場合の地域部会の特例)

- 第7条 第3条第3項、第4条第2項及び第5条第3項に基づき、関係市町村長とバス事業者又は代替輸送サービス事業者の間で事前協議が調い、協議結果報告書を協議会の会長へ提出したときは、地域部会の会長が事前協議結果の内容を適当であると認めたときは、事前協議結果をもって地域部会の協議結果とすることができる。
- 2 代替輸送サービスを提供している市町村長が、その代替輸送サービスの内容を変更しようとする場合で、第5条第1項の規定に基づく申出の内容について、地域部会の会長が適当であると認めたときは、当該内容をもって、地域部会の協議結果とすることができる。複数市町村が共同運行している場合で、関係市町村間で事前協議が調ったときも同様とする。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定に準用する。

(書類の提出等)

第8条 協議会及び地域部会の会長は、会議運営上必要があるときは、各構成員に対して 書類の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 2 協議会及び地域部会の会長は、関係事業者(代替運行希望事業者を含む。)に対して 生活交通の確保に関する協議を進めるうえで必要と認められる情報についての開示及び 説明を求めることができる。

(協議結果の尊重等)

- 第9条 協議会及び地域部会の構成員は、協議が調った事項について、その結果を尊重し、 当該事項を実施するものとする。
- 2 協議会及び地域部会において、路線又は事業の休廃止の届出から6月以内に協議が調 わない場合には、届出どおりにバス事業者が路線又は事業の休廃止を行うことを妨げる ものではない。

(県境路線の取扱い)

第10条 隣接する県にまたがる県境路線の取扱いについては、福島県生活環境部生活交通課が関係県と調整のうえ、別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和6年3月21日から施行する。
- 2 福島県生活交通対策協議会運営要領(平成13年7月13日施行)は、廃止する。

附則

この要領は、令和6年12月18日から施行する。

年 月 日

福島県地域公共交通活性化協議会長

住 所 氏名又は名称 (代表者氏名)

乗合バス路線の休廃止の申出書

福島県内の乗合バス路線を(休止・廃止)したいので、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 休止又は廃止しようとする路線

| 12分分力 | 却上 | ナ-ナ-2-%A 中 Tily | ∞ 上 | ナロ和 | "宝/二同米 | 平均 | 乗車 |
|-------|----|-----------------|-----|-----|--------|----|----|
| 路線名 | 起点 | 主な経由地 | 終点 | キロ程 | 運行回数 | 密 | 度 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

- 2 休止又は廃止の予定日
- 3 休止の申出の場合は、予定する休止の期間
- 4 休止又は廃止を必要とする理由
- 5 路線図及び参考資料 別紙のとおり

(様式第2号)

乗合バス路線(事業)の休廃止にかかる事前協議結果報告書 福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第3条第3項の規定に基づき、事前協議 を行い協議が調いましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 事前協議事項
- 2 事前協議関係者
- 3 事前協議の実施日時・場所
- 4 事前協議結果
- 5 その他(特記事項、参考意見)

年 月 日

市町村長名

事業者の氏名又は名称

福島県地域公共交通活性化協議会長

住 所 氏名又は名称 (代表者氏名)

乗合バス事業の休廃止の申出書

福島県内の乗合バス事業を (休止・廃止) したいので、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 休止又は廃止しようとする路線又は事業区域
- 2 休止又は廃止の予定日
- 3 休止の申出の場合は、予定する休止の期間
- 4 休止又は廃止を必要とする理由
- 5 路線図及び参考資料 別紙のとおり

年 月 日

福島県地域公共交通活性化協議会長

住 所 氏名又は名称 (代表者氏名)

代替輸送サービスの内容変更申出書

福島県内で実施している代替輸送サービスの内容を変更したいので、福島県地域公共交通活性化協議会運営要領第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 変更しようとする代替輸送サービスの内容 (現 行)

(変 更)

- 2 変更の予定日
- 3 変更を必要とする理由
- 4 路線図及び参考資料 別紙のとおり

福島県地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第10条の規定に基づき、福島県地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

- 第2条 委員が協議会に出席したときは、報酬を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。
 - (1) 国及び地方公共団体
 - (2) 関係する公共交通事業者等
 - (3) 前号に定めるもののほか、申し出があった委員
- 2 前項の規定により支給する報酬の額は、福島県の例によるものとする。

(費用弁償)

- 第3条 委員が協議会に出席したときは、旅費を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。
 - (1) 国及び地方公共団体
 - (2) 関係する公共交通事業者等
 - (3) 前号に定めるもののほか、申し出があった委員
- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、福島県の例によるものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細則は、会長が別に 定める。

附則

- 1 この規程は、令和5年3月17日から施行する。
- 2 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条第1項及び同条第2項の規定に基づき設置する地域部会にも適用する。

附則

- 1 この規程は、令和6年3月21日から施行する。
- 2 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する地域部会にも適用する。

附則

- 1 この規程は、令和6年12月18日から施行する。
- 2 この規程は、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する地域部会、福島県運賃協議会の構成員にも適用する。

事 務 連 絡 令和4年11月1日

県内市町村 ご担当者 様

福島県生活交通課 事務担当

一の市町村の区域内のみにおいて運行している バス路線休廃止に係る手続きについて

このことについて、福島県内の路線(路線定期運行に係るものに限る)を休止、又は廃止するときの手続きを福島県生活交通対策協議会設置要綱(平成13年2月20日、以下「要綱」という。)、及び福島県生活交通対策協議会運営要領(以下「要領」という。)により定めていますが、一の市町村の区域内のみにおいて運行しているバス路線の休廃止に係る手続きにつきましては、以下のとおりご対応をお願いいたします。

記

- 1 地域公共交通会議又は法定協議会における路線の休廃止に係る協議について 福島運輸支局より以下(1)(2)のとおり意見があったことを踏まえ、一の市町村の 区域内のみにおいて運行される路線定期バスの休廃止の協議は、原則として各市町村の 地域公共交通会議又は法定協議会で協議を調えていただくようお願いいたします。
 - (1) 当該路線の休廃止について協議を調える場合には、会議設置要綱等の協議事項の中に路線休廃止に関する事項を規定していただくことが望ましい。
 - (2) 若しくはその他の必要な事項として路線休廃止に関する事項を協議することと 整理していただくことが望ましい。
- 2 その他留意事項
 - (1) 複数の自治体をまたぐ路線について

複数の自治体をまたがる路線の休廃止につきましては、要領第2条第3項における事前協議を行い、福島県生活交通対策協議会(以下「協議会」という。)へ申出の上、協議を調える必要があります。

(2) 路線の休廃止に係る情報提供について

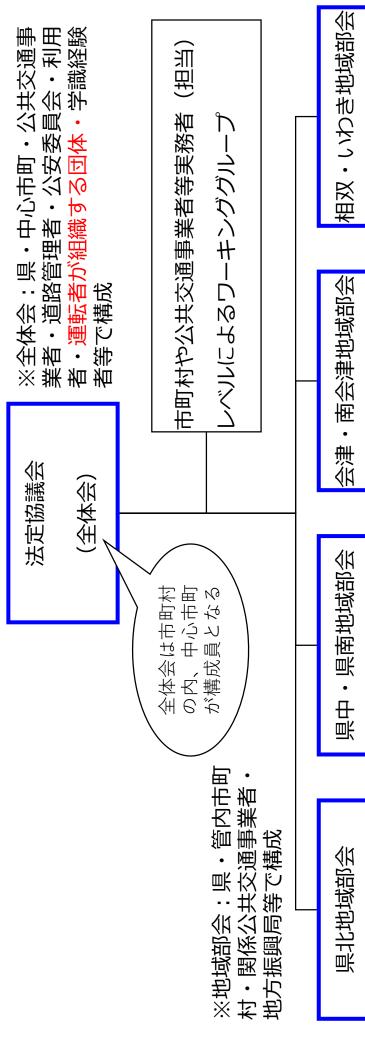
一の市町村の区域内のみにおいて行われる路線定期運行の休廃止に関する協議を各市町村の地域公共交通会議又は法定協議会にて協議を調えた場合、事業者から協議会への申出は不要ではありますが、当該案件がございましたら、県内の路線休廃止の状況把握のため、恐れ入りますが、随時県生活交通課へ情報提供いただきますようお願いいたします。

(事務担当 主事 太田 電話 024-521-7177)

(061218時点) 福島県地域公共交通計画作成に係る法定協議会構成員

| 構成員(活性化再生法§6) | 人数 | 構成員候補者 | 備考 |
|-----------------------|----|------------------------------------|---|
| | | ①県生活交通課長 | 〇市町の選定理由:国の地域間幹線系統等に係る補助を定 |
| | | 〇市町村について、 全市町村の参画とするが、法定協議会 | めた「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」 |
| | | (全体会)には以下の市町を構成員とする | において、『広域行政圏の中心市町村への需要』が補助対 |
| 心が分れが固に回んに残りやしてよりをよる。 | 18 | ②福島市 ③会津若松市 ④郡山市 ⑤いわき市 ⑥白河市 | 象事業の基準の1つとされていることから、県内で当該中 |
| しゅの心力な大団体 | | ⑦須賀川市 ⑧喜多方市 ⑨相馬市 ⑩二本松市 ⑪田村市 | 心市町村とされている市町に、中核市であるいわき市 |
| | | ②南相馬市 ③川俣町 ④南会津町 ⑤猪苗代町 | えたもの |
| | | ⑩会津坂下町 ⑪石川町 ⑱富岡町 | ・市町村は交通政策担当課長 |
| | | ① (公社) 県バス協会 ② (一社) 県タクシー協会 | |
| | | ③福島交通(株) ④会津乗合自動車(株) | 〇米乙 (昭称//人名) 19 0 |
| 関係する公共交通事業者等 | 0 | ⑤新常磐交通(株) ⑥ジェイアールバス東北(株) | |
| | | ⑦シェイアール(ス関東(株) ®東北アクセス(株) ⑨ J R | 米四本 |
| | | 東日本(株)東北本部 | • 17枚以荷々(41枚)、 34条分板、 43型型板等 |
| 19万十八光の、井沙紅田サ | ۲ | ①国土交通省東北地方整備局福島河川事務所副所長 | |
| | N | ②県土木部道路計画課長 | |
| 関係する公安委員会 | 7 | ① 具警察本部交通企画課長 ② 県警察本部交通規制課長 | |
| | | ①県PTA連合会長 ②県高等学校 PTA連合会長 | |
| | | ③県商工会女性部連合副会長 | |
| 地域公共交通の利用者 | 9 | ④日本労働組合総連合会福島県連合会事務局長 | 学校、観光、福祉等を中心に選定 |
| | | ⑤(公財)県観光物産交流協会理事長 | |
| | | ⑥ (福) 県社会福祉協議事務局長 | |
| 運転者が組織する団体(労働組合) | 1 | 福島県交通運輸産業労働組合協議会議長 | |
| 学識経験者 | Н | (大) 福島大学経済経営学類 吉田 樹 教授 | 国土交通省東北運輸局選出「地域公共交通東北仕事人」 |
| その他当該地方公共団体が必要 | - | | 地域間幹線系統等補助の制度管理者 |
| と認める者 | I | | |
| | 40 | | |
| | | | |

福島県地域公共交通計画作成に係る法定協議会組織図



(※) 地域部会構成員は、①管内市町村の他、②関係公共交通事業者(三セク 浜・中・会津で生活圏が異なること及び地域間幹線系統(バス路線)を踏まえ、全市町村を構成員と ③地方振興局等のコアメンバーで構成 する**4つの地域部会** (※) を設置。 鉄道含む) 0

(13市町村)

(17市町村)

(21市町村)

(8 市町村)

- **法定協議会(全体会)は中心市町**(※)**を構成員**とし、地域部会で検討した内容を協議・取りまとめ 0
- (※) 国「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」上、『広域行政圏の中心市町村への需要』が補助 対象事業の基準の1つとされており、県内で当該中心市町村として定められている市町等 , M